

広島県教育委員会規則第三号

広島県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する等の規則を次のように定める。

令和八年三月三十日

広島県教育委員会

教育長 篠 田 智 志

広島県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する

規則を廃止する等の規則

(広島県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の廃止)

第一条 広島県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則(昭和五十三年広島県教育委員会規則第四号)を廃止する。

(教育長に対する権限委任規則の一部改正)

第二条 教育長に対する権限委任規則(昭和五十三年広島県教育委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第一条 (略) 一―十七 (略)</p> <p>2 十八―二十三 (略)</p>	<p>第一条 (略) 一―十七 (略)</p> <p>十八 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号。以下「整備法」という。)第九十五条の規定によりなお従前の例によることとされる特例民法法人の業務の監督に関する教育委員会の権限</p> <p>十九 公益信託ニ関スル法律(大正十一年法律第六十二号)に基づく教育委員会の権限</p> <p>2 二十一―二十五 (略)</p>

(広島県教育委員会組織規則の一部改正)

第三条 広島県教育委員会組織規則(平成九年広島県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(管理部各課の分掌事務)</p>	<p>(管理部各課の分掌事務)</p>

<p>第六条 (略)</p> <p>総務課 一一一八 (略)</p> <p>一九二二三 (略)</p> <p>教職員課―文化財課 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>第六条 (略)</p> <p>総務課 一一一八 (略)</p> <p>一九 教育に関する法人及び公益信託に関すること。</p> <p>二二二四 (略)</p> <p>教職員課―文化財課 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
---	--

附 則

この教育委員会規則は、令和八年四月一日から施行する。